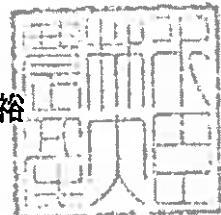


【資料1の別添】

28統計第12号  
平成28年4月7日

総務大臣 殿

農林水産大臣 森山 裕



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

牛乳乳製品統計調査

主管部課	農林水産省大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室
事務担当者	櫻井 克成 電話：直通 03(3591)0783 e-mail : katsunari_sakurai520@maff.go.jp





1 調査の名称 牛乳製品統計調査  
2 変更の内容

## 申請事項記載書

変更案	変更前	変更点及び理由
1～4 (略)	1～4 (略)	5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 ア 基礎調査 (ア) 事業所の属する事業体の経営組織及び常用従業者数 (イ) 生産能力 (ウ) 生乳の受乳量及び送乳量 (エ) 生乳等の牛乳等向け及び乳製品（はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除く。）向け処理量 (オ) 牛乳等の種類別生産量並びに飲用牛乳等の県外出荷状況及び容器容量別生産量 (カ) 乳製品（はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除く。）の種類別生産量及び年末在庫量 イ 月別調査 (ア) 生乳の集乳地域別受乳量及び仕向け地域別送乳量 (イ) 生乳の牛乳等向け及び乳製品（はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除く。）向け処理量 (ウ) 牛乳等の種類別生産量 (エ) 飲用牛乳等の仕向け地域別送乳量 (オ) 乳製品（はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除く。）の種類別生産量及び月末在庫量 ウ 上記ア及びイに規定する調査事項の細目は、農林水産大臣が定める調査票（別添2の1～3のとおり）に記載するところによる。
6～7 (略)	6～7 (略)	6 集計事項 別添3「牛乳製品統計調査集計事項一覧」とおり。 (1) 基礎調査 ア 経営組織別、生乳処理量規模別の牛乳処理場数及び乳製品工場数（全国、農業地域別、都道府県別）
		7 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 ア 基礎調査 (ア) 事業所の属する事業体の経営組織及び常用従業者数 (イ) 生産能力 (ウ) 生乳の受乳量及び送乳量 (エ) 生乳等の牛乳等向け及び乳製品（はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除く。）向け処理量 (オ) 牛乳等の種類別生産量並びに飲用牛乳等の県外出荷状況及び容器容量別生産量 (カ) 乳製品（はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除く。）の種類別生産量及び年末在庫量 イ 月別調査 (ア) 生乳の集乳地域別受乳量及び仕向け地域別送乳量 (イ) 生乳の牛乳等向け及び乳製品（はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除く。）向け処理量 (ウ) 牛乳等の種類別生産量 (エ) 飲用牛乳等の仕向け地域別送乳量 (オ) 乳製品（はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除く。）の種類別生産量及び月末在庫量 ウ 上記ア及びイに規定する調査事項の細目は、農林水産大臣が定める調査票（別添2の1～3のとおり）に記載するところによる。
		8 集計事項 別添3「牛乳製品統計調査集計事項一覧」とおり。 (1) 基礎調査 ア 経営組織別、生乳処理量規模別の牛乳処理場数及び乳製品工場数（全国、農業地域別、都道府県別）

集計内容の一覧性の観点から「牛乳製品統計調査集計事項一覧」と「参考 集計表」の形に整理する。

変更索引	変更前	変更点及び理由
	<p>イ 乳製品の生産種類別工場数（全国、農業地域別、都道府県別）  ウ 牛乳等を生産した牛乳処理場及び乳製品工場数（全国、農業地域別、都道府県別）  エ 生産能力（全国、農業地域別、都道府県別）  オ 常用從業者規模別工場数（全国、農業地域別、都道府県別）  カ 飲用牛乳等の容器容量別生産量割合（全国、農業地域別、都道府県別）</p> <p>(2) 月別調査</p> <p>ア 生乳の生産量及び用途別処理量（全国、農業地域別、都道府県別）  イ 生乳の都道府県間移出入量（都道府県別）  ウ 牛乳等の種類別生産量（全国、農業地域別、都道府県別）  エ 飲用牛乳等の都道府県間入出荷量（都道府県別）  オ 乳製品の種類別生産量（全国、北海道、都道府県計）  カ 乳製品の種類別在庫量（全国）</p>	<p>9～12 (略)</p> <p>9～12 (略)</p>

変更案		変更前						変更点及び理由			
別添3 牛乳製品統計調査集計事項一覧		【新設】									
「8 集計事項」の変更に伴い、別添3「牛乳製品統計調査集計事項一覧」を新設する。											
集計事項	集計地域	全国	農業耕種	都道府県	北海道	都道府県	備考	集計	集計		
1 基礎調査											
(1) 乳製品の生産量及び乳製品工場数	○	○	○	—	—	—	参考 畜産園芸統計表12 参考 農業園芸統計表22	畜産園芸統計表12	畜産園芸統計表22		
(2) 乳製品の生産額別工場数	○	○	○	—	—	—	参考 畜産園芸統計表13	畜産園芸統計表13	畜産園芸統計表13		
(3) 牛乳等を生産した牛乳処理場及び乳製品工場数	○	○	○	—	—	—	参考 畜産園芸統計表14	畜産園芸統計表14	畜産園芸統計表14		
(4) 生産能力	○	○	○	—	—	—	参考 畜産園芸統計表15	畜産園芸統計表15	畜産園芸統計表15		
(5) 常用從業者規模別工場数	○	○	○	—	—	—	参考 畜産園芸統計表16	畜産園芸統計表16	畜産園芸統計表16		
(6) 飲用牛乳等の容器容量別生産量割合	○	○	○	—	—	—	参考 畜産園芸統計表17	畜産園芸統計表17	畜産園芸統計表17		
2 月別調査											
(1) 生乳の生産量及び用途別処理量	○	○	○	—	—	—	参考 月別園芸統計表1 参考 月別園芸統計表2	月別園芸統計表1 月別園芸統計表2	月別園芸統計表1 月別園芸統計表2		
(2) 生乳の都道府県間移出入量	—	—	○	—	—	—	参考 月別園芸統計表3 参考 月別園芸統計表4	月別園芸統計表3 月別園芸統計表4	月別園芸統計表3 月別園芸統計表4		
(3) 牛乳等の種類別生産量	○	○	○	—	—	—	参考 月別園芸統計表5 参考 月別園芸統計表6 参考 月別園芸統計表7 参考 月別園芸統計表8 参考 月別園芸統計表9 参考 月別園芸統計表10	月別園芸統計表5 月別園芸統計表6 月別園芸統計表7 月別園芸統計表8 月別園芸統計表9 月別園芸統計表10	月別園芸統計表5 月別園芸統計表6 月別園芸統計表7 月別園芸統計表8 月別園芸統計表9 月別園芸統計表10		
(4) 飲用牛乳等の都道府県間入出荷量	—	—	○	—	—	—	参考 月別園芸統計表11 参考 月別園芸統計表12 参考 月別園芸統計表13 参考 月別園芸統計表14	月別園芸統計表11 月別園芸統計表12 月別園芸統計表13 月別園芸統計表14	月別園芸統計表11 月別園芸統計表12 月別園芸統計表13 月別園芸統計表14		
(5) 乳製品の種類別生産量	○	—	—	○	○	○	参考 月別園芸統計表15	月別園芸統計表15	月別園芸統計表15		
(6) 乳製品の種類別在庫量	○	—	—	—	—	—	参考 月別園芸統計表16	月別園芸統計表16	月別園芸統計表16		



## 別紙

### 調査計画(変更後)

#### 1 調査の名称

牛乳乳製品統計調査

#### 2 調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、牛乳乳製品統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにするとともに、畜産行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

#### 3 調査対象の範囲

##### (1) 地域的範囲

全国

##### (2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類0913—処理牛乳・乳飲料製造業及び0914—乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）に属する事業所のうち牛乳処理場及び乳製品工場（農林水産大臣が定める規模に満たないものを除く。以下同じ。）並びにこれらを管理する本店又は主たる事務所。

(注) この調査における乳製品とは、れん乳、粉乳、バター、チーズその他生乳を原料として製造されるもので農林水産大臣が定めるものをいう。

なお、その他生乳を原料として製造されるもので農林水産大臣が定めるものは、はつ酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料、クリーム及びアイスクリームとする。

ただし、アイスクリームのみを製造する事業所については、年間の製造量が5万リットル以上の規模とする。

#### 4 報告を求める者

##### (1) 数

ア 基礎調査	594工場・処理場
イ 月別調査（牛乳処理場・乳製品工場）	360工場・処理場
ウ 月別調査（本店又は主たる事務所）	15事業所

##### (2) 選定の方法（■全数 □無作為抽出 ■有意抽出）

事業所母集団データベースから、3(2)に該当する事業所を抽出し、都道府県又は保健所等から収集した休廃業等の状況を反映させた情報を母集団とする。

##### ア 基礎調査(全数)

3の(2)に規定する属性的範囲を満たすすべての牛乳処理場及び乳製品工場につ

いて行う。

イ 月別調査(有意抽出)

3の(2)に規定する属性的範囲を満たす事務所のうち、別添1の方法により抽出した牛乳処理場並びにすべての乳製品工場及びこれらを管理する本店又は主たる事務所について行う。

(3) 報告義務者

ア 牛乳処理場及び乳製品工場を代表する者は、後記5に掲げる事項について、職員又は調査に係る事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者（以下「民間事業者」という。）から質問されたときは、これに口頭で回答しなければならない。

イ 牛乳処理場及び乳製品工場並びにこれらを管理する本店又は主たる事務所を代表する者は、配布された調査票又は電子化した調査票に必要事項を記入又は入力して民間事業者にその定める期日までに送付しなければならない。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 基礎調査

- (ア) 事業所の属する事業体の経営組織及び常用従業者数
- (イ) 生産能力
- (ウ) 生乳の受乳量及び送乳量
- (エ) 生乳の牛乳等向け及び乳製品（はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除く。）向け処理量
- (オ) 牛乳等の種類別生産量並びに飲用牛乳等の県外出荷状況及び容器容量別生産量
- (カ) 乳製品（はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除く。）の種類別生産量及び年末在庫量

イ 月別調査

- (ア) 生乳の集乳地域別受乳量及び仕向け地域別送乳量
- (イ) 生乳の牛乳等向け及び乳製品（はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除く。）向け処理量
- (ウ) 牛乳等の種類別生産量
- (エ) 飲用牛乳等の仕向け地域別送乳量
- (オ) 乳製品（はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除く。）の種類別生産量及び月末在庫量

ウ 上記ア及びイに規定する調査事項の細目は、農林水産大臣が定める調査票（別添2の1～3のとおり）に記載するところによる。

(2) 基準となる期日又は期間

ア 基礎調査

毎年12月31日現在

イ 月別調査

毎月末日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

農林水産本省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他 (FAX))

ア 基礎調査

民間事業者が、調査票を郵送により配布し、郵送若しくはFAXにより回収する方法又は政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査の方法による。

イ 月別調査

民間事業者が、調査票を郵送により配布し、郵送若しくはFAXにより回収する方法又は政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査の方法による。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

ア 基礎調査 1年

イ 月別調査 毎月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 基礎調査 調査票の提出期限は調査対象年の翌年の2月25日

イ 月別調査 調査票の提出期限は調査対象月の翌月の18日

8 集計事項

別添3「牛乳乳製品統計調査集計事項一覧」のとおり。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

調査結果は、インターネット（農林水産省ホームページ及びe-stat）に掲載するほか、報告書により公表する。

(2) 公表の期日

ア 基礎調査 農林水産大臣は、基礎調査全国結果表の概要を基礎調査に係る調査対象年の翌年の3月20日までに、また、その詳細を逐次公表する。

イ 月別調査 農林水産大臣は、月別全国結果表の概要を月別調査に係る調査対象月の翌月25日までに、年間全国結果表の概要を調査対象年の翌年の3月31日までに公

表する。また、その詳細を逐次公表する。

**10 使用する統計基準**

調査対象の範囲の画定において、日本標準産業分類の細分類を使用する。、

**11 調査票情報の保存期間及び保存責任者**

農林水産省大臣官房統計部長は、調査実施年の翌年1月1日から起算して、記入済み調査票を3年、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体を永年保存する。

**12 立入検査等の対象とすることができる事項**

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記5(1)に掲げる事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

## 別添 1

### 牛乳処理場の抽出方法

農林水産省大臣官房統計部長は、基礎調査票の内容に基づき「牛乳処理場・乳製品工場名簿」を作成し、このうち牛乳処理場については、次の基準により全数調査階層及び標本調査階層に編成、抽出する。

#### 1 全数調査階層

- (1) 12月の月間受乳量が300トン以上のもの
- (2) 12月の月間受乳量が300トン未満であって、かつ、県外から生乳を受乳し、又は県外へ飲用牛乳等を出荷（出荷予定を含む。）しているもの

#### 2 標本調査階層

##### (1) 以外のもの

具体的な抽出方法は、すべての乳製品工場と全数調査階層の牛乳処理場における12月の月間受乳量が、基礎調査対象工場（すべての工場）の12月の月間受乳量の80%に満たない場合に標本を抽出する。

なお、受乳量の大きい順に抽出し、80%を上回るようにする。













## 牛乳製品統計調査

## 月別調査票(本社用)

(平成 年 月分)

別記様式第3号(第5条関係)

5141

私
農林水産省

統計法に基づく基幹統計
牛乳製品統計

・記載は、1桁1文字で記入してください。

・網掛け部分は記入の必要はありません。  
 この調査票は、直接機械で読みとりますので、汚したりしないでください。  
 また、数字の記入に当たっては以下の記入見本を参考にして黒い鉛筆を使用し、間違えた場合には消しゴムできれいに消してください。

記入見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

調査年	調査月	都道府県	管理番号	工場
:	:	:	:	:

記入者氏名

## 乳製品の月末在庫量(キログラム単位で記入してください。)

単位: kg

区分	全粉乳	脱脂粉乳	バター
在庫量(合計)	:	:	:
在庫量(国産)	:	:	:
在庫量(輸入)	:	:	:

区分	ホエイパウダー	うち、タンパク質含有量25%未満	うち、タンパク質含有量25~45%
在庫量(合計)	:	:	:
在庫量(国産)	:	:	:
在庫量(輸入)	:	:	:

注: 月末現在で、倉庫に在庫として存在している乳製品の実数量を記入してください。  
 帳簿上の動きではなく、実際の荷動きについて記入してください。



牛乳乳製品統計調査 調査票（基礎調査票）新旧対照表

改正案	現行	改正点																																							
	<p>「環太平洋パートナーシップ協定」に基づくセーフガードの適確な運用を行いうための基礎資料とするため、以下の事項を変更する。</p> <p>① 乳製品の生産量及び年末在庫量区分について、在庫量を国産、輸入別に集計するため、「国産」、「輸入」別の項目を設ける。</p> <p>② 脱脂粉乳の年末在庫量について、「国産」、「輸入」を追加する。</p> <p>③ ホエイパウダーについては、タンパク質含有量別に①の区分で把握する。</p> <p>④ 区分の「粉乳」を削除し、「全粉乳」、「脱脂粉乳」、「調製粉乳」についてそれぞれ区分を独立させる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">7 乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">乳</th> </tr> <tr> <th>全粉乳</th> <th>脱脂粉乳</th> <th>調製粉乳</th> <th>バター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量（1月～12月）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>在庫量（12月31日現在）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>在庫量（合計）（12月31日現在）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>在庫量（国産）（12月31日現在）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>在庫量（輸入）（12月31日現在）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	7 乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在）					区分	乳				全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	生産量（1月～12月）					在庫量（12月31日現在）					在庫量（合計）（12月31日現在）					在庫量（国産）（12月31日現在）					在庫量（輸入）（12月31日現在）					
7 乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在）																																									
区分	乳																																								
	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター																																					
生産量（1月～12月）																																									
在庫量（12月31日現在）																																									
在庫量（合計）（12月31日現在）																																									
在庫量（国産）（12月31日現在）																																									
在庫量（輸入）（12月31日現在）																																									

牛乳乳製品統計調査 調査票（月別（処理場・工場用）調査票）新旧対照表

改 正 案	現 行	改 正 点																																																																										
	<p>「環太平洋パートナーシップ協定」に基づくセーフガードの適確な運用を行うための基礎資料とするため、以下の事項を追加する。</p> <p>5. 乳製品の生産量及び月末在庫量 (ヨコグラム換算で記入していただきたい。ただし、アイスクリームはヨコグラム換算で記入していただきたい。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">生 产 量</th> <th colspan="2">期 初 在 庫 量</th> <th colspan="2">期 末 在 庫 量</th> <th rowspan="2">バ タ ー</th> </tr> <tr> <th>生産量</th> <th>販売量</th> <th>期初在庫量</th> <th>販賣出量</th> <th>期末在庫量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>販売量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>在庫量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 乳製品の生産量及び月末在庫量 (ヨコグラム換算で記入していただきたい。ただし、アイスクリームはヨコグラム換算で記入していただきたい。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">生 产 量</th> <th colspan="2">期 初 在 庫 量</th> <th colspan="2">期 末 在 庫 量</th> <th rowspan="2">バ タ ー</th> </tr> <tr> <th>生産量</th> <th>販売量</th> <th>期初在庫量</th> <th>販賣出量</th> <th>期末在庫量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>販売量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>在庫量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	生 产 量		期 初 在 庫 量		期 末 在 庫 量		バ タ ー	生産量	販売量	期初在庫量	販賣出量	期末在庫量	生産量								販売量								在庫量								区分	生 产 量		期 初 在 庫 量		期 末 在 庫 量		バ タ ー	生産量	販売量	期初在庫量	販賣出量	期末在庫量	生産量								販売量								在庫量								<p>① 乳製品の生産量及び月末在庫量の区分について、在庫量を国産、輸入別に集計するため、「国産」、「輸入」別の項目を設ける。</p> <p>② 脱脂粉乳の月末在庫量について、「国産」、「輸入」を追加する。</p> <p>③ ホエイパウダーについては、タンパク質含有量別に①の区分で把握する。</p>
区分	生 产 量		期 初 在 庫 量		期 末 在 庫 量		バ タ ー																																																																					
	生産量	販売量	期初在庫量	販賣出量	期末在庫量																																																																							
生産量																																																																												
販売量																																																																												
在庫量																																																																												
区分	生 产 量		期 初 在 庫 量		期 末 在 庫 量		バ タ ー																																																																					
	生産量	販売量	期初在庫量	販賣出量	期末在庫量																																																																							
生産量																																																																												
販売量																																																																												
在庫量																																																																												

牛乳製品統計調査 調査票（月別（本社用）調査票）新旧対照表

改正案	現行	改正点																																																																																																											
<p>「環太平洋パートナーシップ協定」に基づくセーフガードの適確な運用を行うための基礎資料とするため、以下の事項を変更する。</p> <p>乳製品の月末在庫量（キログラム単位で記入してください。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">脱脂乳</th> <th colspan="2">粉 乳</th> <th colspan="2">全 脂 乳</th> <th colspan="2">脱脂粉乳</th> <th colspan="2">バター</th> </tr> <tr> <th>在庫量（貯蔵）</th> <th>在庫量（販売）</th> <th>在庫量（貯蔵）</th> <th>在庫量（販売）</th> <th>在庫量（貯蔵）</th> <th>在庫量（販売）</th> <th>在庫量（貯蔵）</th> <th>在庫量（販売）</th> <th>在庫量（貯蔵）</th> <th>在庫量（販売）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在庫量（貯蔵）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>在庫量（販売）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>在庫量（輸入）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>乳製品の月末在庫量（キログラム単位で記入してください。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">脱脂乳</th> <th colspan="2">粉 乳</th> <th colspan="2">全 脂 乳</th> <th colspan="2">脱脂粉乳</th> <th colspan="2">バター</th> </tr> <tr> <th>在庫量（貯蔵）</th> <th>在庫量（販売）</th> <th>在庫量（貯蔵）</th> <th>在庫量（販売）</th> <th>在庫量（貯蔵）</th> <th>在庫量（販売）</th> <th>在庫量（貯蔵）</th> <th>在庫量（販売）</th> <th>在庫量（貯蔵）</th> <th>在庫量（販売）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在庫量（貯蔵）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>在庫量（販売）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>在庫量（輸入）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	脱脂乳		粉 乳		全 脂 乳		脱脂粉乳		バター		在庫量（貯蔵）	在庫量（販売）	在庫量（貯蔵）											在庫量（販売）											在庫量（輸入）											区分	脱脂乳		粉 乳		全 脂 乳		脱脂粉乳		バター		在庫量（貯蔵）	在庫量（販売）	在庫量（貯蔵）											在庫量（販売）											在庫量（輸入）											<p>① 乳製品の月末在庫量の区分について、輸入別に集計するため、「国産」、「輸入」別の項目を設ける。</p> <p>② ホエイパウダーについて、粉乳の一部であるため、区分の「粉乳」を削除し、「全粉乳」、「脱脂粉乳」についてそれぞれ区分を独立させる。</p> <p>③ 脱脂粉乳の月末在庫量について、「国産」、「輸入」を追加する。</p> <p>④ ホエイパウダーについて、タンパク質含有量別に①の区分で把握する。</p>																
区分		脱脂乳		粉 乳		全 脂 乳		脱脂粉乳		バター																																																																																																			
	在庫量（貯蔵）	在庫量（販売）																																																																																																											
在庫量（貯蔵）																																																																																																													
在庫量（販売）																																																																																																													
在庫量（輸入）																																																																																																													
区分	脱脂乳		粉 乳		全 脂 乳		脱脂粉乳		バター																																																																																																				
	在庫量（貯蔵）	在庫量（販売）																																																																																																											
在庫量（貯蔵）																																																																																																													
在庫量（販売）																																																																																																													
在庫量（輸入）																																																																																																													



## 別添3

## 牛乳乳製品統計調査集計事項一覧

集計事項	集計地域					備考
	全国	農業地域	都道府県	北海道	都府県計	
1 基礎調査						
(1) 経営組織別、生乳処理量規模別の牛乳処理場数及び乳製品工場数	○	○	○	—	—	参考 基礎調査集計表1 参考 基礎調査集計表2
(2) 乳製品の生産種類別工場数	○	○	○	—	—	参考 基礎調査集計表4
(3) 牛乳等を生産した牛乳処理場及び乳製品工場数	○	○	○	—	—	参考 基礎調査集計表3
(4) 生産能力	○	○	○	—	—	参考 基礎調査集計表5
(5) 常用従業者規模別工場数	○	○	○	—	—	参考 基礎調査集計表6
(6) 飲用牛乳等の容器容量別生産量割合	○	○	○	—	—	参考 基礎調査集計表7 参考 基礎調査集計表8
2 月別調査						
(1) 生乳の生産量及び用途別処理量	○	○	○	—	—	参考 月別調査集計表1 参考 月別調査集計表2 参考 月別調査集計表6
(2) 生乳の都道府県間移出入量	—	—	○	—	—	参考 月別調査集計表3 参考 月別調査集計表4 参考 月別調査集計表5
(3) 牛乳等の種類別生産量	○	○	○	—	—	参考 月別調査集計表7 参考 月別調査集計表8 参考 月別調査集計表9 参考 月別調査集計表10 参考 月別調査集計表11
(4) 飲用牛乳等の都道府県間入出荷量	—	—	○	—	—	参考 月別調査集計表12 参考 月別調査集計表13 参考 月別調査集計表14
(5) 乳製品の種類別生産量	○	—	—	○	○	参考 月別調査集計表15
(6) 乳製品の種類別在庫量	○	—	—	—	—	参考 月別調査集計表16



(参考)

基礎調査計画表 1

牛乳処理場数及飲乳製品工場数

府県	全 国	経営組織別・生乳処理量規格別工場処理頭数(平成年12月末日現在)					MG. T/M
		社 合 社	農 業 協 合	人	2~4	生乳処理量規格(1日当たり)	
北海道	2						
東北	3						
福島県	4						
宮城県	5						
岩手県	6						
山形県	7						
秋田県	8						
新潟県	9						
長野県	10						
岐阜県	11						
愛知県	12						
三重県	13						
滋賀県	14						
京都府	15						
大阪府	16						
兵庫県	17						
奈良県	18						
和歌県	19						
熊本県	20						
大分県	21						
宮崎県	22						
鹿児島県	23						
沖縄県	24						
福岡県	25						
大分県	26						
宮崎県	27						
鹿児島県	28						
沖縄県	29						
長崎県	30						
佐賀県	31						
熊本県	32						
宮崎県	33						
鹿児島県	34						
沖縄県	35						
滋賀県	36						
奈良県	37						
京都府	38						
大阪府	39						
兵庫県	40						
奈良県	41						
和歌県	42						
福岡県	43						
宮崎県	44						
鹿児島県	45						
沖縄県	46						
滋賀県	47						
奈良県	48						
和歌県	49						
福岡県	50						
宮崎県	51						
鹿児島県	52						
沖縄県	53						
滋賀県	54						
奈良県	55						
和歌県	56						
福岡県	57						
宮崎県	58						
鹿児島県	59						
沖縄県	60						

(参考)  
基礎調査集計表2

牛乳処理場数及び乳製品工場数

生乳処理量規模別工場数(平成 年12月末現在)

府県 管轄地域	針	生乳処理場数(平乳等向付)・乳製品向付)												生乳を始點とする工場数				
		小計	2t未満	2t	4t未満	4t	10t未満	10t	20t未満	20t	40t未満	40t	~20t未満	~20t	~40t未満	~40t	~40t以上未満	~40t以上
全国	1																	
北海道	2																	
東北	4																	
関東	5	6	7	8														
中部	9																	
近畿	10	11	12															
中国	12																	
四国	13	14																
九州	15	16	17	18														
沖縄	19																	
東近畿	20	21	22	23	24	25												
中四国	26	27	28	29	30	31												
近畿	32	33	34	35	36	37												
中国	38	39	40	41	42	43												
四国	44	45	46	47	48	49												
沖縄	50																	
本州	51																	
北海道	52																	
関東	53																	
中部	54																	
近畿	55																	
四国	56																	
沖縄	57																	







(参考)

基礎調査集計表8  
容器容量別加工乳生産量割合 (平成 年10月)

県 域 別 分 類	計	ガラスびん			紙製容器			その他				
		500ml未満		500ml以上		500ml未満		500ml以上				
		工場数	生産量	生産割合	工場数	生産量	生産割合	工場数	生産量	生産割合	工場数	生産量
全	100	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
北海道	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
東北	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
関東	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
中部	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
近畿	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
中国	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73
四国	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85
九州	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97
沖縄	98	99	100									

(参考)

月別調査集計表 1

生乳生産量及び用途別処理量 (全国農業地域・処理内訳)

(26-7)

全国内需地域 処理内訳	年 度	年 度		地域別割合	前年比 % %	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	単位 : 吨
		実 数	所佔割合															
全國	生乳生産量 処理量	1																
北 海 道	生乳生産量 処理量	10																
東 北	生乳生産量 処理量	19																
東 京	生乳生産量 処理量	20																
關 西	生乳生産量 処理量	21																
山 岸	生乳生産量 処理量	22																
北 陸	生乳生産量 処理量	23																
中 国	生乳生産量 処理量	24																
近 畿	生乳生産量 処理量	25																
四 國	生乳生産量 処理量	26																
九 州	生乳生産量 処理量	27																
全 國	生乳生産量 処理量	28																
全 國	牛乳等 製品向付	29																
全 國	牛乳等 製品向付	30																
全 國	牛乳等 製品向付	31																
全 國	牛乳等 製品向付	32																
全 國	牛乳等 製品向付	33																
全 國	その他	34																
全 國	その他	35																
全 國	その他	36																

月別調査集計表 1

生乳生産量及び用途別処理量(全国農業地域・処理内訳)(つづき)

(26-8)

全国農業地域 処理内訳	年 計		月 別割合											単位:t	
	実 数	用 途 別 割 合	前 年 比	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
関 東	生 乳 生 产 量 37 处 理 量 38 牛 奶 等 肉 行 39 少 し、 銀行販売 40 乳 製 品 向 及 41 少 し、 ガーメント 42 少 し、 フード 43 そ の 他 44 少 し、 大 通 45	% % %	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
東 京	生 乳 生 产 量 46 处 理 量 47 牛 奶 等 肉 行 48 少 し、 銀行販売 49 乳 製 品 向 及 50 少 し、 ガーメント 51 少 し、 フード 52 そ の 他 53 少 し、 大 通 54	% % %	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
茨 城	生 乳 生 产 量 55 处 理 量 56 牛 奶 等 肉 行 57 少 し、 銀行販売 58 乳 製 品 向 及 59 少 し、 ガーメント 60 少 し、 フード 61 そ の 他 62 少 し、 大 通 63	% % %	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
近 畿	生 乳 生 产 量 64 处 理 量 65 牛 奶 等 肉 行 66 少 し、 銀行販売 67 乳 製 品 向 及 68 少 し、 ガーメント 69 少 し、 フード 70 そ の 他 71 少 し、 大 通 72	% % %	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	







(参考)  
月別調査集計表4

## 生 乳 移 入 量

府 埼 県	年 生乳 実数	生乳生産量に に対する割合 %	単位:t											
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全 国	1													
北 海 道	2													
青 岩 吾 秋 山 楠	3													
茨 妙 幸 田 形 爲 城 太 馬 玉 葉 京 川 鳴 山 川 井 船 野 船 闇 間 知 賀 鶴 佐 重 凡 山 口 駒 木 池 田 荒 木 分 久 島 児 沢	5 4 6 5 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48													
新 富 石 湯 山 表 峰 愛 三 沢 真 大 兵 介 和 美 菊 間 佐 山 釜 香 受 甫 佐 長 服 大 宮 麗 沖	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48													













(参考)  
月別調査集計表 9

## 乳 飲 料 生 産 量

府 県	年 累 計		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	単位: k1
	実 数	対前年比 %													
全 国	1														
北 海 道	2														
青 岩 宮 栃 山 横	3 4 5 6 7 8														
茨 城 県	9														
水 原 工 業 東 川	10														
群 姫 千 里 神 本	11 12 13 14 15														
新 喜 石 横	16														
山 兵 佐 釜 三	17 18 19 20 21														
兵 岡 知 直 二	22														
賀 部 阪 旗 丸 山	23 24 25 26 27														
岐 旗 口 戸 旗	28 29 30 31 32														
高 水 分 旗 球	33 34 35 36 37														
鶴 寶 始 大 宮 鳥	38 39 40 41 42														
沖 縄	43 44 45 46 47 48														

(参考)  
月別調査集計表10

府 県	年 度	実 数	対前年比 %	はつづく乳生産量											
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全 国	1														
北 海 道	2														
青 岩 芦 林 山 棚	3														
新 畠 姥 千 葉 植 新 富 石 棚	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
坂 手 塚 田 伸 爲 塚 木 篠 工 業 斎 川 鹽 山 川 井 鳥 野 兼 因 道 喬 鶴 佐 藤 丸 口 熊 川 旗 知 朝 賀 鮫 本 分 斎 畠 雄 伸 三 達 東 大 兵 稲 和 鳥 鳩 国 永 山 鴨 雀 楠 池 佐 甚 駒 大 宮 麟 兄 伸	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
44	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
21	20	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32







(参考)

月別調査集計表 14

## 飲用牛乳等八出荷量

出荷 八箇	年 計											
	全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	埼玉	群馬	栃木
全國	1											
北海道	2											
青森	3											
秋田	4											
山形	5											
福島	6											
茨城	7											
栃木	8											
群馬	9											
埼玉	10											
千葉	11											
東京	12											
神奈川	13											
新潟	14											
長野	15											
山梨	16											
山口	17											
鳥取	18											
島根	19											
岡山	20											
広島	21											
福井	22											
滋賀	23											
京都	24											
奈良	25											
和歌	26											
大分	27											
宮崎	28											
鹿児	29											
鹿児島	30											
沖縄	31											
鹿児島	32											
宮崎	33											
鹿児島	34											
鹿児島	35											
鹿児島	36											
鹿児島	37											
鹿児島	38											
鹿児島	39											
鹿児島	40											
鹿児島	41											
鹿児島	42											
鹿児島	43											
鹿児島	44											
鹿児島	45											
鹿児島	46											
鹿児島	47											
鹿児島	48											

(参考)

月別調査集計表15

## 乳 製 品 生 産 量

種類	年 度	期 数	対前年比	単位(kg, 1kg=1000kg)								
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
<b>全 国</b>												
全粉	31											
脱脂粉	2											
製粉	3											
ホエイパウダー	4											
15. ホエイパウダー	5											
16. 脱脂粉	6											
バターダ	7											
クリー	8											
チーズ	9											
17. 脱脂粉	10											
加糖バター	11											
無糖バター	12											
脱脂加糖バター	13											
アイスクリーム	14											
<b>北海道</b>												
全粉	15											
脱脂粉	16											
製粉	17											
ホエイパウダー	18											
19. ホエイパウダー	19											
20. 脱脂粉	20											
バターダ	21											
クリー	22											
チーズ	23											
24. 脱脂粉	24											
加糖バター	25											
無糖バター	26											
脱脂加糖バター	27											
アイスクリーム	28											
<b>東京都</b>												
全粉	29											
脱脂粉	30											
製粉	31											
ホエイパウダー	32											
33. ホエイパウダー	33											
バターダ	34											
クリー	35											
チーズ	36											
37. ホエイパウダー	37											
加糖バター	38											
無糖バター	39											
アイスクリーム	40											

(参考)

月別調査集計表 16

## 乳製品の在庫量(全国)

月別	① 全粉乳			kg	%
	平成年	年	対前年比		
1月				② 脱脂粉乳(純量(国産・輸入))	
2月				③ 脱脂粉乳(国産)	
3月				④ 脱脂粉乳(輸入)	
4月				⑤ ホエイハウナー(純量(国産・輸入))	
5月				⑥ ホエイハウナー(国産)	
6月				⑦ ホエイハウナー(国産のうち、たんぱく質含有量25%未満)	
7月				⑧ ホエイハウナー(国産のうち、たんぱく質含有量25~45%)	
8月				⑨ ホエイハウナー(輸入)	
9月				⑩ ホエイハウナー(輸入のうち、たんぱく質含有量25~45%)	
10月				⑪ ホエイハウナー(輸入のうち、たんぱく質含有量25~45%)	
11月				⑫ バター	
12月				※ 公表時には○印み数字は記載しない。	

牛乳製品統計調査 集計表新旧対照表

改 正 案		現 行		改 正 点	
月別調査集計表15		月別調査集計表15		月別調査集計表15	
乳 製 品	生 産 量	乳 製 品	生 産 量	乳 製 品	生 産 量
現 行	%	現 行	%	現 行	%
1 月	2 月	1 月	2 月	1 月	2 月
全 体	100	100	100	100	100
北 海 道	10	10	10	10	10
東 北	10	10	10	10	10
関 東	10	10	10	10	10
中 京	10	10	10	10	10
近 畿	10	10	10	10	10
四 国	10	10	10	10	10
九 州	10	10	10	10	10
沖 縄	10	10	10	10	10
全 体	100	100	100	100	100
北 海 道	10	10	10	10	10
東 北	10	10	10	10	10
関 東	10	10	10	10	10
中 京	10	10	10	10	10
近 畿	10	10	10	10	10
四 国	10	10	10	10	10
九 州	10	10	10	10	10
沖 縄	10	10	10	10	10

「環太平洋パートナーシップ協定」の種類について、「全国」、「北海道」、「都府県」にそれぞれ「ホエイパウダー」、「うち、タンパク質含有量25%未満」及び「うち、タンパク質含有量25~45%」の項目を追加する。

① 月別調査集計表15 乳製品生産量の種類について、「全国」、「北海道」、「都府県」にそれぞれ「ホエイパウダー」、「うち、タンパク質含有量25%未満」及び「うち、タンパク質含有量25~45%」の項目を追加する。

牛乳乳製品統計調査 集計表新旧対照表

改 正 案		現 行		改 正 点			
月別調査集計表16 乳製品の在庫量(全国)		月別調査集計表16 乳製品の在庫量(全国)					
月 別	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	前年比		
月 別	kg	kg	kg	kg	%		
1 月	① 全粉乳	② 脱脂粉乳(輸入)	③ 収縮粉乳(国産)	④ バター	①		
2 月							
3 月							
4 月							
5 月							
6 月							
7 月							
8 月							
9 月							
10 月							
11 月							
12 月							

「環太平洋パートナーシップ協定」に基づくセーフガードの適確な運用を行うための基礎資料とするため、以下の事項について変更又は追加する。

① 月別調査集計表16 乳製品在庫量の種類について、脱脂粉乳の在庫量を国産・輸入の総量、国産、輸入別に集計するため、「②脱脂粉乳」を「②脱脂粉乳(総量(国産・輸入))」に変更するとともに「国産」、「輸入」別の集計表を追加する。

② また、ホエイパウダーの在庫量を国産・輸入の総量、国産、輸入別並びに、タンパク質含有量25%未満及びタンパク質含有量25~45%の別に集計するため、「総量」、「国産」、「国産のうち、タンパク質含有量25%未満」、「国産のうち、タンパク質含有量25~45%」、「輸入」、「輸入のうち、タンパク質含有量25%未満」、「輸入のうち、タンパク質含有量25~45%」の集計表を追加する。

※ 公表時には〇書き数字は記載しない。

⑤ ホエイパウダー(総量(国産・輸入))
⑥ ホエイパウダー(国産)
⑦ ホエイパウダー(国産のうち、たんぱく質含有量25%未満)
⑧ ホエイパウダー(国産のうち、たんぱく質含有量25~45%)
⑨ ホエイパウダー(輸入)
⑩ ホエイパウダー(輸入のうち、たんぱく質含有量25%未満)
⑪ ホエイパウダー(輸入のうち、たんぱく質含有量25~45%)

⑫ バター
※ 公表時には〇書き数字は記載しない。

## 牛乳乳製品統計調査の必要性について

### 1 調査の目的・必要性

牛乳乳製品統計調査は、牛乳乳製品統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政の基礎資料を整備することを目的として毎年実施している調査である。

調査結果は、牛乳及び乳製品の価格安定対策等各種施策、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）の生産努力目標及び自給率目標の策定・検証に利用されるなど、本調査のように牛乳及び乳製品の生産の実態を詳細にみる統計は他にない。

### 2 調査結果の具体的な利活用

- (1) 「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」（昭和40年6月2日法律第112号）第11条に基づく「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則」（昭和40年10月20日農林省令第51号）により、加工原料乳（脱脂粉乳、バター等の原料となる生乳）の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため生産者補給金が交付されるが、その交付対象数量（生産者補給金の交付の上限となる数量）の算定に本調査結果の生乳生産量や飲用牛乳等の生産量が使用されている。
- (2) 「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づく「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則」及び「畜産物の価格安定に関する法律」（昭和36年11月1日法律第183号）に基づく「畜産物の価格安定に関する法律施行規則」（昭和36年12月5日農林省令第58号）により、指定乳製品の価格が騰貴するおそれがあると認められる場合、又は、低落するおそれがあると認められる場合に輸入・調整保管の判断を行うが、その判断を行うための資料として本調査結果の乳製品の生産量及び在庫量が利用されている。
- (3) 「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」（昭和29年6月14日法律第182号）第2条の2において、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な方針」（平成27年3月31日策定）で定める事項として、生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、乳業の合理化に関する基本的な事項等が掲げられており、これらの事項の現状値及び目標値を作成するため、本調査結果の都道府県別の飲用牛乳等の生産量、生乳生産量、生乳の処理内訳、乳製品工場・牛乳処理場数等が使用されている。
- (4) 「食料自給率」の算出の基礎として使用される「品目別国内消費仕向

量」の算出に本調査結果の生乳生産量等が利用されている。

- (5) 「食料・農業・農村基本法」(平成11年7月16日法律第106号)に基づく「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)の生産努力目標及び自給率目標の策定・検証に本調査結果の生乳生産量等が利用されている。
- (6) 経済産業省が作成している「鉱工業指数」の指数算出に飲用牛乳等の生産量並びに乳製品の生産量及び在庫量が利用されている。
- (7) 内閣府が作成している「国民経済計算」の「四半期別GDP速報」の供給側推計に本調査結果の生乳生産量が利用されている。
- (8) 「環太平洋パートナーシップ協定」に基づくセーフガードの適確な運用を行うために、脱脂粉乳とホエイの競合状況等を正確に把握することが必要であり、そのための基礎資料として利用される。

### 3 他調査との重複

牛乳及び乳製品の生産量を把握する唯一の調査である。

### 4 行政記録情報の活用

本調査に利活用可能な行政記録情報等はない。

### 5 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

調査候補名簿のデータベース照合は、調査年の前年12月に実施し、調査結果名簿データベース登録は、調査年の翌年3月に行う予定である。